

看護教員養成講習会の 実施状況について（概要）

目的

各都道府県における「看護教員養成講習会実施要領」（平成一〇年三月四日健政発二四一号）に基づく看護教員養成講習会の実施状況及び課題から、現状を把握する。

対象

過去5年間（平成16～20年）に教員養成講習会を実施した都道府県

⇒ 22ヶ所 + 看護研修研究センター1ヶ所

過去5年間（平成16～20年）に教員養成講習会を実施していない都道府県

⇒ 25ヶ所

1. 過去5年(平成16～20年)に実施している22都道府県

(※部分のみ看護研修研究センターのデータを含む)

1) 受講者の状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開催都道府県数	11	10	10	13	12
総定員	440	435	410	519	489
応募者総数	527	457	464	533	507
受講者総数	419	390	397	470	458

2) 県外受講者について

受け入れ人数	0～24人								
受け入れている都道府県	22ヶ所								
受け入れに対する方針	<table> <tr> <td>定員が下回るため受け入れる</td> <td>10ヶ所</td> </tr> <tr> <td>県内者優先だが受け入れ可</td> <td>10ヶ所</td> </tr> <tr> <td>基本的に県内者のみ</td> <td>1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1ヶ所</td> </tr> </table>	定員が下回るため受け入れる	10ヶ所	県内者優先だが受け入れ可	10ヶ所	基本的に県内者のみ	1ヶ所	その他	1ヶ所
定員が下回るため受け入れる	10ヶ所								
県内者優先だが受け入れ可	10ヶ所								
基本的に県内者のみ	1ヶ所								
その他	1ヶ所								

3) 定員を上回った場合の選抜方法※

書類審査・面接・小論文を実施	5ヶ所
県の推薦、審査	13ヶ所

4) 講習会実施に当たっての工夫

近県と持ち回り制
 需給調査を実施
 ブロック内の情報交換
 5年毎に開催など

5) 教員確保に関する都道府県の方針

有り	10ヶ所/22ヶ所		
↳ 方針	<table> <tr> <td>必要に応じて看護教員養成講習会を開催</td> </tr> <tr> <td>大学4単位教員にも看護教員養成講習会を勧めるなど</td> </tr> </table>	必要に応じて看護教員養成講習会を開催	大学4単位教員にも看護教員養成講習会を勧めるなど
必要に応じて看護教員養成講習会を開催			
大学4単位教員にも看護教員養成講習会を勧めるなど			
無し	12ヶ所/22ヶ所		
↳	「各養成所に任せている」という回答が大部分であった		

6) 看護教員養成講習会実施における主な課題・要望※

受講者の確保	11ヶ所
講師の確保	10ヶ所
予算の確保	7ヶ所
委託先の確保	4ヶ所
講習会担当者の確保	4ヶ所
統一された基準で各厚生局による毎年の実施	4ヶ所
必要経費に対する国の補助	3ヶ所

2. 過去5年(平成16～20年)に実施していない25県

1) 看護教員養成講習会を実施しない理由

受講希望者が少ない	12ヶ所
委託先の確保困難	8ヶ所
講師の確保困難	1ヶ所
その他	4ヶ所

2) 教員確保に関する県の方針

有り	11ヶ所		
↳ 方針	<table> <tr> <td>県立養成所については、教員確保に向け、看護教員養成講習会受講のための予算措置を行っている</td> </tr> <tr> <td>開催県への推薦を積極的に行っている など</td> </tr> </table>	県立養成所については、教員確保に向け、看護教員養成講習会受講のための予算措置を行っている	開催県への推薦を積極的に行っている など
県立養成所については、教員確保に向け、看護教員養成講習会受講のための予算措置を行っている			
開催県への推薦を積極的に行っている など			
無し	14ヶ所		
↳	「各養成所に任せている」という回答が大部分であった		

長野県における 看護教員養成講習会

長野県衛生部医療政策課看護係
看護師 竹前 敦子

1

開催に至った経緯

平成19年度の状況

(1) 県内の看護師等養成所における未受講者数

課程	課程数	専任教員数	未受講者数
3・2年課程	13	111人	12人
准看護師	5	20人	8人
合計	18	131人	20人

(出典:保健師助産師看護師法施行令第14条及び20条の報告)

(2) 平成21年度に新規開設予定校があり、講習会受講希望者は30名。



県内養成所専任教員の未受講者を解消し、看護基礎教育の充実・発展による質の高い看護職員の育成を図るため、平成20年度に看護教員養成講習会を開催する。

2

講習会事前準備について

- 開催の必要性を関係機関に理解してもらう
- 事前に受講希望を調査する
養成所の教員だけでなく、病院に勤務する看護職からの希望も出てくる。(8名)
- 病院への受講者派遣の依頼
看護師不足の状況(7対1が取れなくなる等)をあげて派遣に消極的(8名→4名のみ受講となる)
- カリキュラムの検討
基本から講習会のあり方を組み立てるのに時間をかけた
長野県ならではの講習会を実施したい
他県の状況を調べて参考にする

3

カリキュラム検討会の開催 (平成19年度)

- 開催時期・回数 8月～11月 4回
- カリキュラム検討委員人員・構成 5名
専任の教育担当者(講習会のために採用)
県内の看護師等学校養成所の専任教員
長野県看護協会教育担当者
- 検討内容
カリキュラム作成・講師の選定・実習施設の選定
運営方法の検討
- 検討において困った点
教育担当者が講習会のために採用されたが、事務的なことは県の担当者が行ったため、当初は連携がスムーズにできず、一つ一つの検討に時間を要した。 4

実施状況

- 研修期間5月12日～2月27日
(10か月間・915時間)
- 受講対象者受講対象者
本講習会終了後看護教育に従事する者
受講者数29名(内県外者2名)
- 研修場所 長野県看護職員研修センター
- 教育体制専任の教育
担当者及び事務担当者の配備
- 長野県看護協会に委託して実施

5

事前準備の段階で明らかになった 講習会の課題について①

- 講師の確保をどうするか
領域別看護学・教育関係の依頼できる講師が少ない
- 教育実習施設の確保をどうするか
ほとんどの養成所が講習会の受講者を出すため学生の教育で
手一杯の状況になるのではと受け入れに消極的



講師・教育実習施設との交渉

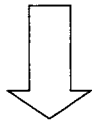
- 講師の確保は、大学・養成所の先生方の紹介により幅広く交渉を重ねる
- 教育実習施設は、実習形態や内容について詳細に打合わせをし、講習会開催のための協力をお願いし最終的には県内ほぼすべての養成所が実習を受け入れる。

6

事前準備の段階で明らかになった講習会の課題について②

- 受講生の確保

受講希望の事前調査	30名
県内最終応募人員	25名



予想していたより、希望者が少ない
県内で開催するのだから多く出して欲しい
開催を希望していたのになぜ？

養成所側の課題

受講生が希望しても、養成所の体制にゆとりがなく一度には出せない

県の課題

よりよい教育のため、未受講者の解消は一刻も早く解決したい

取り組むべき方向性

養成所側の取り組み

先を見越した教員養成計画を立てる

学生のためによりよい教育環境を目指す

県の取り組み

県内の教員の状況を把握・分析し
効果的な講習会の開催を検討する

実施してみたの評価

- 主催者
手探りの状態で準備をしたので、本当にこれでよかったのかとの不安が残った
- 受講生
受講目的は達成できたとの評価
それぞれ高い志を持って講習会に臨んだためではないかと考えられる
- 講師
カリキュラム内容が適切であった
受講生の意欲が高く、講義しやすかった
しかし、2年連続開催の講師は大変

9

全体を通して

- 教育経験のない担当者による開催は、事前の準備に多くの時間が必要になる。
- 看護研修研究センターへ相談できることに気づいたのは、開始直前であったことも時間を要した一因と考える。
- 今回、カリキュラム作成に1年、その後の講師及び教育実習場所の確保にも多くの時間を要した。
- 準備をしっかりと行わないと、講習会直前まで講師及び教育実習施設も確保できない

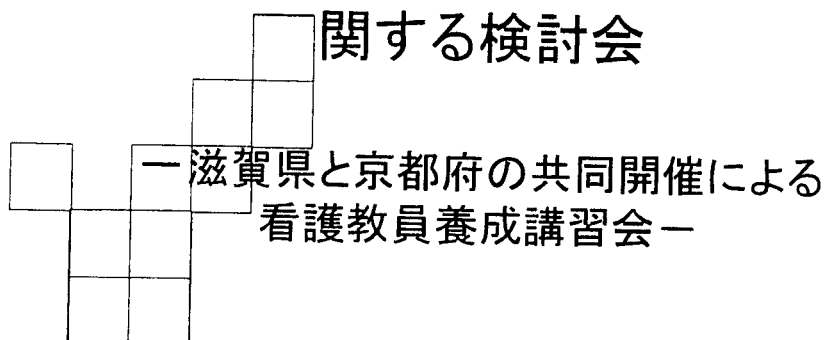
10

サポートとして期待すること

- 講師確保が困難な科目については、国による講師派遣や講師への依頼
- 県の講習会担当者に対して、教員養成講習会に向けて必要な研修の開催
- 国が中心となってブロック単位で開催出来るようなルール作り

今後の看護教員のあり方に 資料11

に関する検討会



平成21年7月13日
滋賀県健康福祉部医務薬務課
中西京子

1

I. 共同開催に至った経緯

1. 開催当時の状況(平成15年度)

- 京都府: 以前は毎年講習会を実施していたが、徐々に府内受講者が減少し平成11年度以降は3年毎の実施となっていた。

【参考: 平成15年度の未受講率22.6%】

- 滋賀県: 平成6年度の実施以降、県での開催はなし。

【参考: 平成15年度の未受講率は、24.6%】



京都府から共同開催への打診があり、滋賀県も未受講率が高いことから共同開催についての検討を行い決定となる

2

2. 両府県の検討内容

- 開催年度について
滋賀県:平成16年度から開催したいが無理か
京都府:準備期間や開催場所の確保等から考えると無理
平成17年度開催の方向で検討したい
- 経費について
滋賀県:国庫補助と受講者負担で賄いたい
受講者の負担金を上げ一般財源の持ち出しは避けたい
京都府:国庫補助、受講者負担、一般財源を考えている
一般財源は受講者の人数により両府県で応分の負担としてはどうか
- 開催の形態について
滋賀県:今までは、県直営で実施していたが、今後は委託
先をどこにするか検討したい
京都府:府看護協会委託

3

II. 運営方法について

1. 共同開催の基本的考え方

- ①経費について
 - ・開催県が国庫補助金の申請および前年度の準備委員会も含めて予算化する。
 - ・受講料について
滋賀県・京都府・・・10万円
他府県・・・15万円
- ②実施方法
 - ・カリキュラム編成、講師依頼等の事前準備、受講料の収入、修了証書の発行は県が担当
 - ・講習会の開催運営および講習会集録集のとりまとめは看護協会へ委託
- ③実施時期について
 - ・2年毎の開催とする
- ④開催の形態について
 - ・企画は開催県が担当
 - ・実施は、看護協会等への委託とする

4

2 共同開催での実施状況

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
滋賀県	準備委員会	講習会の実施			準備委員会	講習会の実施
京都府			準備委員会	講習会の実施		

■ 準備委員会：

- ・次年度開催県が担当
- ・準備委員は開催県で選出、事務局は両府県担当者
- ・開催要綱の作成、カリキュラムの作成、講師の選定
受講者の選定等

5

	平成17年度	平成19年度	平成21年度
開催県	滋賀県	京都府	滋賀県
期間	8ヶ月	8ヶ月	8ヶ月
受講者に関して	45名 (滋賀県:13名) (京都府:21名) (県外:11名)	35名 (滋賀県:10名) (京都府:18名) (県外:7名)	35名 (滋賀県:11名) (京都府:19名) (県外:5名)
	(県外生の内訳) 兵庫県・和歌山県 三重県・岡山県 大分県・佐賀県 宮崎県・鹿児島県	(県外生の内訳) 兵庫県・和歌山県 愛媛県・徳島県 石川県・秋田県	(県外生の内訳) 兵庫県・奈良県 福井県・香川県 鹿児島県
開催の形態	滋賀県看護協会委託	京都府看護協会委託	滋賀県看護協会委託
経費	10,342千円 (国庫:52,92千円)	11,555千円 (国庫:5,305千円)	9,024千円 (国庫:5,274千円)

6



Ⅲ. 共同開催における成果及び課題

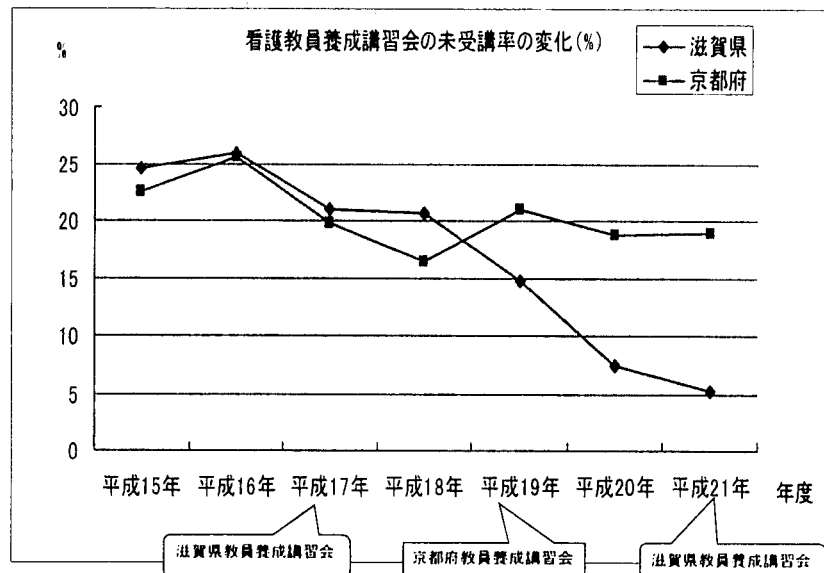
1. 共同開催後の成果

- ・滋賀県: 2年に1回の開催により未受講者が減少
- ・京都府: 開催の翌年は減少、職員の異動・退職等で変動はあるが隔年での受講の機会が確保できた。

2. 共同開催における課題

- ・講師料が開催県により異なる
滋賀県は、県の規定による講師謝金
京都府は、看護協会の規定による講師謝金
- ・受講生の確保が困難
理由:
①病院は、看護師確保のため出せない
②認定・専門看護師の受講希望者の増加
③看護教員養成講習会の開催県以外の府県に募集をかけても集まらない
- ・県の財政困難から一般財源からの持ち出しは厳しい

7



8



IV. サポートとして期待すること

「看護教員養成講習会実施要領」の見直し

①期間及び時間数について

- ・1年間の講習とする。(詰め込みの教育ではなく、自ら考える力をつける教員)
- ・単位制として他の講習との互換性を持たせる。
- ・評価の視点を明確にする。

②各都道府県での実施について

- ・各厚生局単位での統一したカリキュラムによる実施
- ・あるいは、大学に看護教員養成課程の設置

2009. 7. 13

資料12

第2回 今後の看護教員のあり方に関する検討会

福岡県看護教員養成講習会の実施における 現状と課題

福岡県保健医療介護部医療指導課看護指導係

1

実施状況

- ・ 昭和45年度より毎年、単独で実施
(企画・運営:福岡県)
- ・ 開催期間 : 8ヶ月間
- ・ 教育時間数: 960時間
(* 実施要領 900時間以上)
- ・ 受講定員: 45名 (当初より県外受講者受け入れ)
- ・ 受講料 : 15万円 (平成19年度まで67,000円)
* 受講料は県外受講者も同額
- ・ 専任教育担当者を講習期間中1名配置
* 専任教員経験者で幹部看護教員養成課程修了
* 現国立病院機構看護部長経験者

2

何故、講習会を継続しているか

専任教員の退職者が多く、教員養成講習会未受講者数は減少しない

県内看護師等養成所 35校45課程 専任教員371名
(平成21年4月)

受講者に占める県内平均受講者数 24.2名

平成17～21年度

専任教員 191名退職(年間平均退職者数 38.2名)

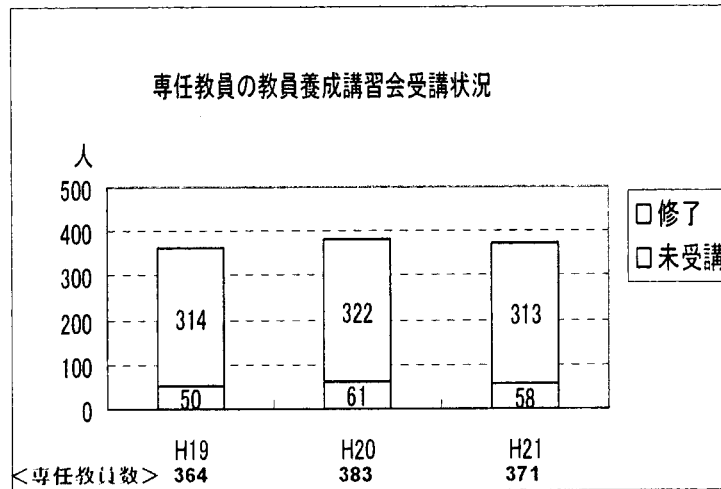
過去5年間(H16～20年度)の退職者調査 35校回答

3

県内看護師等養成所35校(45課程)の内訳

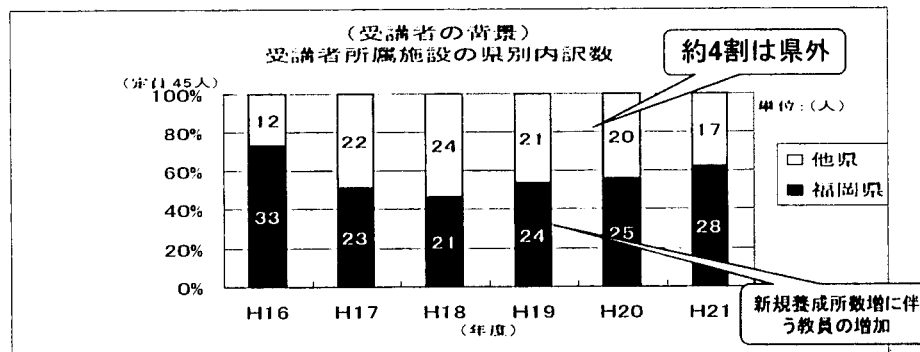
(平成21年4月) (単位:人)

	課程別 養成所数	専任 教員数	講習会 未受講者	大学で教育に 関する単位を 4単位取得
3年課程	14	145	18	32
2年課程 (通信含)	13	114	19	15
准看護師 課程	17	108	21	
助産師課程	1	4	0	0
計	45	371	58 (15.6%)	47 (12.7%) ⁴



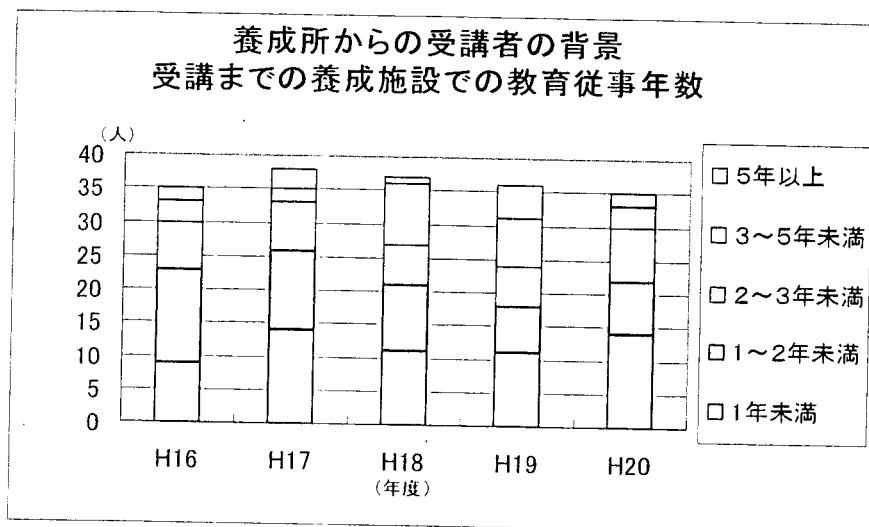
※未受講者は13.7%～15.9%で推移している。

5



他県の内訳	H16	H17	H18	H19	H20	H21
佐賀	2	4	5	6	7	4
長崎	2	3	4	4	3	講習会
熊本	2	3	3	3	4	3
大分	1	2	2	講習会	講習会	1
宮崎	1	2	4	2	0(大分へ)	4
鹿児島	3	3	4	3	4	3
沖縄	1	2	1	1	1	講習会
九州以外	0	3	1	2	1	2
合計	12	22	24	21	20	17

6



* 教員養成講習会未受講のまま3年以上教員として就労している者が養成所からの参加者の1～2割。教育の質の向上のため確実に受講できる体制を確保する必要がある。

7

現状と課題

- ・専任教員の退職者が多く、講習会未受講者が減少しない。
- ・個々の看護経験や基礎学力等の差に応じた、より丁寧な教育内容及び個人指導の必要性がある。
 - ①「自分自身の看護観」「看護教育課程の理解と看護教育方法の修得」に個人差が大きい。
 - ②基礎となる文書力、読解力が不足(看護論レポート等)しており演習や教育実習の運営に講師が苦慮している。
- ・8ヶ月ではゆとりをもった十分な教育内容を確保することが困難である。
- ・長期研修やワークショップ等からメンタル面での問題が発生することがある。
- ・幹部看護教員養成課程修了者が少なく指導的立場の講師確保が困難である。(看護教育方法演習等)



- ・看護経験等に応じた教育内容等の検討
- ・ゆとりのある教育期間の検討
- ・メンタルサポート対策の必要性
- ・評価のためのガイドラインの必要性

8

今後に期待すること

- ・ 教員養成講習会のカリキュラム構築におけるサポート体制の確立
→ 県担当者を対象とした研修会の開催やコンサルテーションシステム
- ・ 評価に対する考え方についてのサポートが欲しい